

C型ウイルス性肝炎患者救済に関する意見書

このたびB型肝炎訴訟の和解協議が成立し、国側の謝罪や患者への恒久対策などを盛り込んだ基本合意書が取り交わされたが、同じくウイルス性肝炎であるC型肝炎患者も同様に救済を待ち望んでいる。

平成20年に薬害肝炎救済法が、翌21年には肝炎対策基本法が成立して、全ての患者の救済が国に義務付けられたが、カルテによる証明が難しいなど、いまだに多くの患者が救済されていない現状にある。

また基本法の施行を受けて、本年5月には、全国民に対し肝炎ウイルス検査を受けるよう求めることや医療の充実などを盛り込んだ肝炎対策基本指針も告示されたところであるが、患者の救済に必要な更なる法の整備や生活支援等の制度の創設と予算化が求められている。

肝炎は感染してから発症までに10年から20年も経過するにもかかわらず、カルテの保存義務は5年のため、90%以上の患者はカルテによる証明が難しく、救済対象とならない可能性が高い状況にある。

よって国会並びに政府におかれては、C型ウイルス性肝炎患者を速やかに救済するために必要な措置を早急に行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月15日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
総務大臣	片山善博様
財務大臣	野田佳彦様
厚生労働大臣	細川律夫様

漁船用軽油に係る軽油引取税の免税措置の継続等を求める意見書

軽油引取税は、昭和31年に地方税の道路目的税として創設された。国税である揮発油税が軽油引取税の創設前から道路財源として課税されており、軽油と揮発油との間に税負担の不均衡が生じていたため創設された経緯がある。

軽油引取税は、道路目的税としての課税を前提としていたため、漁船など自動車以外にも様々な用途に使用される軽油について幅広い免税措置が必要とされていたが、平成21年度税制改正において道路特定財源制度が廃止され一般財源化されたことにより目的税から普通税に移行され、免税措置は平成24年3月までの特例措置となっている。

漁業においてはコストに占める燃油の比重が極めて大きく、魚価の下落に加えて燃油の高騰が継続する中で、このたびの東日本大震災とそれに伴う原子力災害による風評被害のため、漁業経営は深刻な状況に置かれている。

よって国会並びに政府におかれては、水産物の安定供給と漁業者の経営安定を図るため、下記の事項について特段の配慮を行うよう強く要望する。

記

- 1 漁船に使用する軽油に係る軽油引取税の免税措置を継続すること。
- 2 農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置を継続すること。
- 3 地球温暖化対策のための税については、漁業者の負担が一切増えることのないよう万全の措置を講じるとともに、特に燃油への課税については、A重油に限らず軽油も含めて油種に関わらず負担増を回避すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月15日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
総務大臣	片山善博様
財務大臣	野田佳彦様
農林水産大臣	鹿野道彦様
環境大臣	江田五月様

菅総理の早期退陣を求める決議

普天間基地問題に象徴される鳩山前総理の失態、菅総理の東日本大震災への対応の下手際などに国民は大きく失望している。

先の統一地方選挙において、与党であるにもかかわらず、道府県議会議員選挙や与野党対決となった北海道、三重県の知事選挙で敗北し、さらに後半戦でも大敗したことを受けて、野党だけでなく与党・政権内からも批判が噴き出したため、菅総理も耐え切れずに辞任を表明したにもかかわらず、いまだにその時期を明言せず、辞任していない。

一定の目途がついた段階で退陣する考えを表明した総理が、復興に向けて必要とされている第2次補正予算案の成立を条件にして自身の延命を図ることは、被災地や被災者に対する暴挙である。

被災者は、すでに四か月以上も厳しい避難所暮らしを強いられており、命がけで働く原発作業員、がれきの山に立ち向かう自衛隊、警察官らが職務に専念する中で、復興支援という政治責任を果たすことなく、ただ政権に居座り続ける菅総理の対応は、誠に遺憾である。

退陣を求められている総理が、いつまでも居直っていることは、被災地はもとより、財政経済危機の真ただ中にある我が国にとって大きな障害となる。

よって本県議会は、菅総理に対し、即刻退陣することを求めるものである。

以上、決議する。

平成23年7月15日

新潟県議会

安易なたばこ税の増税に反対する意見書

菅総理大臣の諮問機関である「東日本大震災復興構想会議」の提言を受け、政府は所得税、消費税、法人税の「基幹税」を臨時増税して復興財源を賄う方針のもと、大幅な増税には強い反発が予想されることから、国民の反発を比較的受けにくいたばこ税の増税も検討対象に加えることにしたとの報道が見受けられる。

政府内には、たばこ1箱当たり最大50円程度増税し、増収分を全額、復興財源に充てる案が出ており、早ければ来年度から実施したい考えと聞いている。1箱50円増税した場合、販売量が減らなかったと仮定すれば、最大で年2000億円規模の増収になるとみられているが、たばこ税は平成22年10月にも1本当たり3.5円増税され、メーカーによる本体価格の引き上げと合わせ、1箱当たり平均で100円を超える値上げが行われたばかりである。増税により、平成22年度のJTの国内紙巻たばこ販売数量は前年度比11.3%減と過去最大の落ち込み幅を記録しており、また、たばこの消費量も減少を続けていることから、たばこ増税がねらいどおりの増収をもたらすかどうかは不透明な状況にある。

東日本大震災により、国内たばこ産業も甚大な被害を受け、製品工場である郡山と宇都宮の両工場、原料工場である福島県の東日本原料本部と茨城県の友部工場が被災しており、今年4月の販売数量は前年同月比81.1%減と激減するとともに、葉たばこの作付けに関しても、福島県全域で作付けの断念を余儀なくされているなど、たばこ産業全体が被災者であるとも言える。

このような状況の中で、たばこ税の更なる増税は、震災復興財源であることを考慮しても、取りやすいところから取るという意図が明白であり、税の公平性の確保の観点から、大きな不公平感を感じるところである。

よって国会並びに政府におかれては、現状を十分に考慮し安易なたばこ税の引き上げを行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月15日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
総務大臣	片山善博様
財務大臣	野田佳彦様
農林水産大臣	鹿野道彦様
経済産業大臣	海江田万里様
経済財政政策担当大臣	与謝野馨様

原子力発電所の耐震機能の向上と津波対策の徹底に関する意見書

東京電力柏崎刈羽原子力発電所においては、東日本大震災での福島第一原子力発電所の被災を教訓として津波対策を強化し、防潮堤等の設置や重要施設への浸水対策、電源確保のためのバックアップ体制等の強化を図っている。

しかしながら、一連の対策については、国の明確な基準が示されておらず、民間企業である東京電力が独自に被害を想定して対応を図っているところであるが、防災対策の重要性を理解してはいても、民間企業である限り当然のこととしてコストも重視せざるを得ない。

国策として推進してきた原子力発電であることから、その安全性の確保について国が責任を持つのは当然のことであり、津波対策等については、国が基準を設定し、国が関与して対策を行う必要がある。

よって国会並びに政府におかれては、津波対策等について国が責任を持って基準を示すとともに、建設費も含め国が関与して対策を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月15日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
経済産業大臣	海江田万里様
原発事故の収束及び再発防止担当大臣	細野豪志様

電力エネルギーの確保に関する意見書

東日本大震災で発電所が被災し、我が国の発電・供給能力が大きく落ち込んだことから、計画停電やピークカットなど節電対策が図られ、7月からは37年ぶりとなる電力使用制限令が発動され、国民は酷暑にもかかわらず節電に協力し、かろうじて需給バランスが図られている状況にある。

菅総理大臣は再生可能エネルギーに固執しているが、そもそも自然エネルギーは補完的エネルギーであり、喫緊の課題である復興に向けてのエネルギー確保の解決はできない。また、非常に不安定であることから、コストの上昇や蓄電機能の技術開発等実用化に向けて課題が山積しており、国民的議論を経る必要がある。

菅総理大臣は、現行のエネルギー基本計画を白紙に戻し、2020年代の早い時期に自然エネルギーの占める割合を20%に引き上げると国際社会に表明するなど、脱原発に大きくかじを切ったように見受けられるが、鳩山前総理が表明した温室効果ガス25%削減の目標値を撤廃することもなく、相も変わらぬ実現性のない提案であると言わざるを得ない。

電力供給の確保が政府の最重要課題であることは世界の常識である。政府は、原発を再稼働させない場合の電力不足の程度と産業や国民生活への具体的な影響を国民に説明するとともに、福島第一原子力発電所の危機をしっかりと見据えて、脱原発への道筋を示しつつ、再生可能エネルギー中心の街と暮らしの未来図を描いて見せなければ、国民は誰も信用しない。

よって国会並びに政府におかれては、再生可能エネルギーの導入に当たっては、原子力発電所の産業界や国民生活に及ぼす影響について明示した上で、国民的議論を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月15日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
経済産業大臣	海江田万里様
資源エネルギー庁長官	細野哲弘様

東日本大震災からの復興に関する意見書

東日本大震災復興基本法案が参議院本会議で可決・成立し、ようやく復興への体制づくりがなされたところである。

当初の政府案は、極めて不十分な内容となっていたことから、野党案を全面的に取り入れ大幅に修正し、復興施策の企画・立案から実施に至るまで一元的に行う「復興庁」の設置を柱に、復興再生に関する国の責務の明確化、復興再生以外の予算の徹底的見直しなどが盛り込まれた。さらに、法案の採決における賛成討論でも「法案の成立が、これまでの震災対応の混乱に歯止めをかけ、被災者の生活を一刻も早く再建するための新たなスタートとなるよう努力していく」との決意が述べられており、一日も早い復興が成し遂げられるよう期待するところである。

しかしながら、震災対策のための補正予算案や復興基本法案の国会提出が遅れたように政府の対応は遅く、復旧・復興がなかなか進んでいない状況にある。また、未曾有の東日本大震災の影響は、被災地域だけでなく、我が国経済全体に急速に暗い影を落としつつあり、日本経済はリーマン・ショック以上の厳しい状況にある。

被災地の本格的な復旧・復興、被災者の生活再建、そして、日本経済の危機を回避するためには、被災地のがれき処理や仮設住宅の設置といった緊急措置の予算にすぎない第1次補正予算だけでは無理であり、被災地の復旧から復興、そして、日本経済に対する震災の影響を最小限に食い止め、早急に経済の再生を図るための対策が必要とされている。

それにもかかわらず、復興構想会議の議論を待って復興プランを検討するとの政府方針により、関係省庁も地元自治体も動くに動けず本格的な活動が止まった状態にある。今は乱立する対策本部や会議で議論している余裕はなく、早急な対応が必要とされている。

よって国会並びに政府におかれては、被災地の本格的な復旧・復興、被災者の生活再建、そして、日本経済の危機を回避するため、震災からの復興と同時に我が国の経済再生と国際競争力の強化に向けて、迅速に最大限の努力を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月15日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
財務大臣	野田佳彦様
経済財政政策担当大臣	与謝野馨様
東日本大震災復興対策担当大臣	平野達男様

東京電力福島第一原子力発電所における事故の早期収束と安全規制体制の見直しを求める意見書

東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生し、収束の見通しが未だ不透明な中、多大な被害を受けている周辺住民をはじめ当該事故の被害関係者に対する賠償は喫緊の課題である。

政府は5月13日、原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合において損害賠償支援スキームを決定したが、与党内からも異論が出ているその内容は、政府と東京電力の責任の所在があいまいとの印象を拭えず、我が国の電力事業や金融市場、ひいては経済活動への影響は小さくない。さらに、当該事故を発端として、我が国の原子力を含むエネルギー政策の見直しについても言及しているが、その具体的内容等は未だはっきりしない状況にある。

被害者保護と我が国の経済活動への影響の観点からも、これらの問題への対策は緊急を要するものであり、政府の混乱による対応の遅れは到底許されるものではない。

また、海江田経済産業大臣が、原子力発電所の再稼働について地元自治体に要請したが、これは電力不足が深刻化し、日本経済や国民生活に重大な影響が出るとの判断を優先したもので、肝心の原発の安全性の確保に関しては、原子力発電所立地地域の住民の疑問や要望には何ら応えていない。

特に、菅総理大臣が中部電力に対し、法的根拠もなく浜岡原子力発電所の停止を要請したことは、単なるパフォーマンスに過ぎず、浜岡以外の原子力発電所立地地域の住民の安全と安心の確保について、どのように考えているのか、全く理解できない。

また、東京電力によるデータ改ざん事件等において、本県議会は原子力安全・保安院の経済産業省からの分離・独立を再三求めてきているが、このたびの事故を受け改めて、その必要性を認識したところである。

よって国会並びに政府におかれては、東京電力福島第一原子力発電所の事故の早急な収束を図り、被災地住民の安全の確保と生活の安定の確保に全力を尽くすとともに、安全で安心できる原子力行政の推進を図るため、原子力安全・保安院の経済産業省からの分離・独立等を含めた原子力安全規制体制のあり方について速やかに検討を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月15日

新潟県議会議長 村松二郎

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」に関する意見書

菅総理大臣は、再生可能エネルギーで発電された電力を高額で買い取る制度を導入する「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」を今国会に提出しており、早期に成立させる意向を示している。

同法案は、内閣が自由に特定企業に利益誘導が可能な制度となっており、産業育成や技術進歩等についてはほとんど考慮されていない。また、再生可能エネルギーの供給量や電気使用者の負担等を考慮することとはなっているが、買取期間や価格は経済産業大臣が定めることができるとともに、全量買取制度のため非効率な発電方法で電力会社が難色を示しても経済産業大臣は買取を命令できることとなっている。

再生可能エネルギーは、将来的には必要であることは間違いないが、そもそも自然エネルギーは補完的エネルギーであり、喫緊の課題である復興に向けてのエネルギー確保に対応できず、その実用化に向けては蓄電機能の技術開発等課題が山積しており、現段階においては電源供給能力が不安定である。また、同法案の強制的な全量買取制度は電力コストの上昇を招き、結果として電力料金の値上げにつながる。一般家庭への負担増加と産業界におけるコストの上昇は国内産業の空洞化をも招き、我が国の衰退を招くものであることから、現時点においては拙速である。

よって国会並びに政府におかれては、再生可能エネルギーの調達に関しては、拙速に行うことなく、その内容について十分に検討するとともに、国民的議論を経て、慎重に行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月15日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
経済産業大臣	海江田万里様
資源エネルギー庁長官	細野哲弘様

大規模災害時における相互補完機能の確立のため、 地方のインフラ整備の促進による国土の均衡ある 発展を求める意見書

東日本大震災により、東北地方を中心とする太平洋沿岸の広範囲な地域において、道路、鉄道、港湾、空港などのインフラが甚大な被害を受け、壊滅状態になるとともに、多くの尊い人命が失われたところである。

被災地への救助や復旧・復興に係る支援物資の輸送に関しては、新潟港をはじめとする日本海側の港湾が受け入れ拠点になるとともに、北陸自動車道や磐越自動車道、日本海沿岸東北自動車道等の道路網や、北陸線、羽越線、磐越西線等の鉄道網も活用され、重要な役割を果たしたことから、その相互補完機能の必要性を改めて認識したところである。

しかるに、公共事業費が削減され続けてきたため、地方においては必要なインフラ整備が進まず、特に、民主党政権では「コンクリートから人へ」と大幅な公共事業費の削減が行われたため、道路や橋などの維持管理や公共施設の耐震化などにも予算が回らず支障が出ている状況にある。

今後、大震災からの復興に当たっては、被災地の復興を最優先することは当然のことであるが、このたびの大震災を教訓として、大規模災害時における相互補完機能の確立を図ることが、国民の安全と安心の確保の観点から必要である。

よって国会並びに政府におかれては、大規模災害時における相互補完機能を確立するため、高速道路網の早期完成や4車線化の早期実現等をはじめとする道路網の完備、人及び大量物資輸送の確保の観点からの鉄道網の再構築、港湾及び空港の整備促進等、地方のインフラ整備を促進し、国土の均衡ある発展を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月15日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
総務大臣	片山善博様
国土交通大臣	大畠章宏様
国家戦略担当大臣	玄葉光一郎様